

環境秩序への多元的アプローチ

— 実定法学のクロスロード —

主催

「溶解する法システムの二一世紀的統合に向けた法戦略 —
行政・市場・生活の比較研究」プロジェクト

共催

北海道大学大学院法学研究科附属高等法制教育研究センター

目 次

趣旨説明

報告一 「環境行政法における公益、個別的利益、共同利益」

報告二 「環境保護における刑法の機能と視座—近代刑法原理を超えて」

コメント

（討論）

報告三 「『環境』をめぐる法的諸相—市場の論理・共同体の利益・個人の自律—」

報告四 「環境秩序と民法」

コメント

（討論）

吉田
克己

宣理
格

伊東
研祐

山下
竜一

水野
謙
吉田
克己
瀬川
信久

趣旨説明

吉田克己

おはようございます。今日はお集まりいただきましてありがとうございます。私どもは、科学研究費基盤A「溶解する法システムの二一世紀的統合に向けた法戦略——行政・市場・生活の比較研究」（研究代表者・吉田克己）に基づく研究プロジェクトを展開しておりますが、この間、その研究作業の中間的成果を公表しようということで、シンポジウムを開催しています。第一回目は、昨年の一〇月一日に「競争秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」をテーマとして開催いたしました。この記録は、私どもの紀要・北大法学論集に公表することになります。本日（二〇〇五年三月五日）は、シンポジウムの企画の第二弾で、「環境秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」をテーマとして開催いたします。

お気づきのように、今回のテーマは、前回のテーマの競争秩序が環境秩序に変わっただけです。これは、意識的にやっているわけです。この共同研究プロジェクトにおいて私の大きな関心の対象になつてているのは、「外郭秩序」という概念です。「外郭秩序」という場合にその中心的対象領域は、一つには競争、そしてもう一つには環境です。前回競争を対象にしたからには、次は環境を対象にして実定法横断的な検討をしよう、というわけで、今回のテーマは、ごく自然

に出てきたものです。

競争と環境に代表される「外郭秩序」の領域は、私の理解では公共空間です。つまり、そこでの法秩序のあり方は、個々の市民に関するだけではなく、不特定多数の市民に関することになるわけです。そうである以上、これらの問題領域における法的問題は、私法だけでも、公法だけでも処理しきれなくて、分野横断的な対処をすることが要請されることになります。つまり、これらは、実定法と実定法学の交錯領域なのでして、この間のシンポジウムの副題に「実定法学のクロスロード」という言葉を付けているのは、そのような理解を反映するものです。そのような次第で、今日は、環境秩序を対象として、民法、行政法そして刑法という実定法学横断的かつ多元的な方法で、問題領域にアプローチしていきたいと思つております。参加の皆様の活発な議論を誘発できれば大変幸いです。なお、本日の報告と討論は、前回の競争秩序シンポジウムと同様に、北大法学論集に掲載して、学界の共有財産にしたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

「環境行政法における公益、個別的利益、共同利益」

亘理 格

一 はじめに

本日はどういった報告をしようかと多少迷ったわけですが、シンポジウムのテーマが「環境秩序への多元的アプローチ」ということであり、複数の実定法学のクロスロードということを強調していることを踏まえる必要があると考えました。また、本シンポジウムの開催趣旨でも、「より良き環境秩序の再生・維持に向けた多元的なツールの相互関係」ということで多元性を強調していますし、また、環境利益や環境秩序という、利益概念に関わることが言われておりますので、行政法学者であります私としては、特に環境行政法に関する利益面に重点を置いた話をした方が良いのではないかと考えました。制度的仕組み面よりは公益と私益との関係等の問題点に絞つて、報告するのが妥当ではないかということで、あらかじめ与えられましたテーマを若干修正いたしまして、「環境行政法における公益、個別的利益、共同利益」というテーマで報告させて頂きたいと考えたわけです。

そこでレジュメに沿つてお話をしたいと思います。まず「はじめに」では、従来からよく言われている点であります、我が国の環境法は、企業活動に伴う排出物等に起因して生じる生命、身体等に対する重い損害や被害の発生という問題、つまり公害問題に対する対処の必要性をスタート点として発展してきたという事情がござります。その中に、水俣病をはじめとする四大公害訴訟などが位置付けられるわけです。

ただ、よく言われることですけれども、一九七〇年代以降、こうした企業活動対被害者というタイプの公害問題だけではなくて、道路、空港、鉄道などの大型公共施設の設置、あるいはその供用に伴つて広範な人々に対して騒音や大気汚染等の損害を与えるというようなことが問題になつたわけです。

あるいは公共事業による自然破壊等の問題も、環境問題あるいは環境法問題の重要なファクターと強く意識されるようになつてきたわけです。こうした類型の環境問題におきましては、要するに企業活動対それによつて被害を受ける人格被害というような枠組みだけではとらえきれないような利益対立関係が、問題になつてくるようになつてまいります。そもそも被害を受ける人々の範囲が非常に広がつてまいりますし、それから道路利用あるいは廃棄物問題などを想定しますと分かりますように、要するに誰もがいわば被害者となり得るし、逆に加害者側の一端を担うことにもなり得るという類型の環境問題や公害問題が、注目されるようになつてきたわけです。

こうした環境問題の変容の中で利益対立観が従来のような企業対健康被害というようなケースだけでは捉えられなくなつたわけで、公共施設や公共事業によって果たしていかなる公益を実現しようとしているのかという、公益の中身自体を問い合わせ直そうとする問題関心が生まれますし、また、こうした公共事業に対し対置されるべき環境上の利益とはいったい何なのか、それは公益もあるのか、そしてそのような環境上の公益とは何なのか等の問題も、意識されるようになつてまいります。以上により、環境上の公益と私的な権利利益や人格的利益との相互関係をどのように把握すべきか

という問題意識が醸成されるようになり、今日、そうした問題意識の下での新たな理論等も提起されるようになつてゐるのではないかと考えます。

そこで、そうした環境問題あるいは環境法における利益觀の変容という視点から、この間の環境行政法に関わる特に重要な事件や訴訟をいくつか見ていきますと、以下に述べるような二つの類型にかかわる事件や訴訟が重要なのではなかと考へたわけです。

第一のグループは、公共施設や公共事業の公益性が争われる事案類型です。典型的には、公共施設の設置等に關わる収用事業あるいは都市計画事業等が果たして十分な公益性を具えてゐるか否か、従つて、実体的に適法なものと見なし得るか否かが争われるケースを想定しています。そして、この事件類型では、公共施設や公共事業の公益性、あるいはその事業計画の実体的な適法性如何が、人格的権利利益の典型である生命、健康、身体等の個別的利益との相関関係で決定付けられるというケースが、近年生じてきているということに注目したいと思います。そのような意味で、私はこの事案類型を、「公益への個別的利益の組み込み」が肯定されるケースと捉えています。

ところが、これとは全く逆に、個々人にとっての個別的利益の保護法益性が認められるか否かという個別的保護法益性の成否問題が、公益目的との相関関係で決定付けられるようなケースが、他方で生じてきています。これが第二グループの事件でありますと、私はこれを、「公益達成のための手段としての個別的利益の法的保護利益性」が肯定されるケースと捉えています。以上のように、公益と個別的利益との相互関係に関して相反する二つの変化が、同時に生じてきているという点に着目したいと思います。

二 公益への個別的利益の組み込み——公共施設・公共事業の公益性をめぐる事件を例に

(1) 問題の所在

そこでまず第一のグループ、すなわち公共施設設置事業や公共事業等の公益性が個別の人格的諸利益との相関関係で決定付けられるという「公益への個別的利益の組み込み」ケースについて、簡単にお話ししたいと思います。ここで想定しているのは、要するに公共事業や公共施設の設置のための都市計画事業や収用事業ですけれども、これは従来の公害訴訟タイプの事件とはかなり性格が異なつていて、先ほど言いましたように従来の公害訴訟というのは企業利益対生命、健康、身体等の人格的諸利益との対立ということです。これに対して、公共施設関係の事件になりますと、その施設自体の公益性や当該公共事業自体の公益性が問われ、またそれとの対抗関係で、被害を受ける者的人格的利益の侵害の程度や態様が問題となります。あるいは被害を受けるのがむしろ自然や歴史的環境のような一種の公益である場合もありますので、こうした場合は、公共事業によつて実現される地域開発等の公益とそれによつて失われる自然や歴史的環境等の公益との対抗関係が生じます。こうした類型の事件を見ていく場合に、今言つたように事業の公益性ということが非常に重要なファクターになるわけですが、その事業や施設が果たして公益的なものであるか否かの判断において、例えば騒音問題や大気汚染等による人格的利益の侵害ということが果たしてまったく関係がないかなど、決してそうではないのだという点が重要です。両者の関係をいかにとらえるべきかが問われているような事件が、今日、生じてきているということです。

(2) 公益vs公益対立型の公共施設訴訟

この事件類型の典型は、環境行政法においては当時画期的な判決といわれ、その後なかなかその後を継ぐ判例がなかつたということで、いわば行政法上は記念碑的な判決といわれてきたような事件、いわゆる日光太郎杉事件です。この事件で争われたのは、要するに観光開発やオリンピックの開催に伴う観光客の誘致という公益の達成のために国道の拡幅

事業を行おうとすると、それによって日光東照宮の地域内の杉の大木群を中心とした歴史的、文化的、宗教的な価値などが奪われるということです。しかもこれは国立公園の特別地域内の地域であるということで、まさに開発による公益に対して自然、歴史、文化などの公益が対峙されるという事件でして、この意味で、公益対公益間の争いでありまして、開発事業による公益と人格的利益との対抗関係というのはあまり問題にならないケースです。この事件の控訴審判決は、収用事業の認定の際に、事業により失われる歴史的、文化的、宗教的な価値等が奪われることを十分に考慮しないことは違法であるし、逆にそれを軽視し開発がもたらす利益のみを考慮したことは違法であるとしまして、要するに適正な利益考慮を行わなかつたことが裁量権の逸脱濫用に当たるということで、違法であるという判断が下されたわけです。

その意味で、公益と公益の典型的な対決事例だと思うわけですが、それに近いのが北海道の二風谷事件の判決です。

これは明治維新以降、いわば虐げられてきて自分たちの土地を奪われてきた少数先住民族であるアイヌの聖地であるその場所を収用して、そこにダムを造ることの公益性が争われた事件です。ダムによる災害防止や農業用水の確保等の公益と、少数先住民族が持つてている歴史的、文化的、宗教的な利益や価値という、それ自体も公益である諸利益・諸価値とが、正面から対決したという事件です。ただ、後の議論とも関係しますが、少数先住民族の固有の歴史、文化、宗教的価値の保護が問題になつたという意味では、むしろ共同利益ととらえるべき事例であるという可能性もあります。いずれにしましても、この事件の場合も先ほどの日光太郎杉事件の場合とほぼ同様に、そうした少数先住民族としての歴史、文化、宗教的諸価値を不适当に軽視して十分な調査を行わなかつたことが裁量権の逸脱濫用に当たるという理由で、違法であるとの結論が下された事件です。

(3) 公益vs人格利益対立型の公共施設訴訟

この種の事件、特に日光太郎杉のような事件の場合は、公益に対して人格的利益の侵害が問われるというふうには言

えないわけですが、近年、騒音や大気汚染による被害に対する人格的な利益の保護という個別的利益の保護の必要性を開発事業によって損なわれる公益として組み込もうとする判決例が現れています。平成一三年の小田急の複々線化に伴う高架化事業に関する訴訟の第一審判決（東京地判平成一三年一〇月三日判時一七六四号二頁）がその一つです。この事件の高架化事業には、一方では鉄道の本数を増加させることによって通勤の便を図るとともに、踏切を廃止することによつて道路交通の円滑化、いわゆる開かずの踏切といわれた状態を解消するという公益性があります。

それに対し、この判決は、当該高架化事業計画を決めた都市計画決定自体が違法であり、従つてそれに基づく事業認可自体も違法であるという結論を下したわけですが、その理由付けが重要でありますと、どういうことかと言うと、平成五年の都市計画決定の時点で、すでに当該地域には受忍限度を超えるような騒音被害が生じていたというのです。したがつて、あらためて鉄道路線の複々線化、高架化に関する都市計画決定を行う際には、もうすでに存在している受忍限度を超える騒音被害を解決するためにはいかにすべきかということを十分に考慮すべきであつた。ところが、当該都市計画決定のプロセスにおいて、そのような騒音被害解決に関する配慮がまったく払われていなかつた。しかもその際、騒音被害を解消しようとすると、高架化という方法ではなくて地下化（トンネル案）があり得たにもかかわらず、それ自体必ずしも十分な検討を経た上ではないような考慮に基づいて、結局、トンネル案は格段に費用がかさむとの理由により、トンネル案をほとんどまじめに考慮せずに高架化案を採択した。これは、考慮すべき事項を十分に考慮しない判断であつて、裁量権の逸脱濫用に当たるという判断を、東京地裁は下したわけです。

この判決で重要なのは、その当該都市計画決定および事業認可自体が十分な公益性を備えていないという判断をすることに当たつて、受忍限度を超える騒音被害の実態ということを非常に重視したという点です。

次にご紹介する、昨年四月二二日の圈央道あきる野インター・エンジの第一審判決（東京地判平成一六年四月二二日

判時一八五六号三二頁)も、騒音問題つまり受忍限度を超える騒音被害の解決を十分考慮していないという点を重視しています。その結果、違法な事業計画であるという結論を下した点では小田急高架化訴訟判決とほぼ同じ考え方であります。実は裁判官も東京地裁の民事第三部の当時の藤山雅行裁判長の下での法廷ということで、ある意味では当然のことですが同じような考え方、つまり受忍限度を超える騒音などの解消の必要性ということを強調したという点では、共通しております。

ただ、この判決は、実は小田急訴訟以上にさらに二歩も三歩も前へ進めたような議論をしているわけで、どのような意味でかと言いますと、要するにそういう受忍限度を超えるような道路やインター・チェンジというのは、すでにこれは国家賠償法二条一項でいうところの瑕疵ある當造物に当たると述べております。

これは、行政法では、道路の安全性という意味ではまったく問題がないけれども、しかし一般に、その利用に供することによって周辺住民などの第三者に騒音被害等をもたらす場合は、いわゆる供用関連瑕疵という概念、あるいは機能的な瑕疵というふうに理解していまして、これまた国賠法二条一項でいう設置管理の瑕疵に当たると考えています。大阪空港訴訟の国賠を認容した部分や国道四三号線訴訟等では、そういう理解の下で国賠請求については認めてきております。この判決は、まず、大阪空港のこの判示部分と四三号線訴訟を援用いたしまして、そういう機能的瑕疵を持つものも国賠法二条でいうところの瑕疵ある當造物に当たるとしていますが、その上で、そもそもそういう瑕疵ある當造物を設置するような収用事業というのは、土地収用法上も違法な事業計画ではないかと述べたわけです。土地収用法には、そういう規定はまったくないのだけれども、いわば默示の前提要件であるということになります。瑕疵ある施設を収用事業によって設置してはならないという行為規範というのは、土地収用法の規定のいかんにかかりなく默示の前提要件にほかならないのだと、そういう論理構成をしております。

これは実は学説上は今まで誰も主張しなかつたことを判決が言つたという意味では、驚くとともに「目からウロコが落ちた」という面もあります。こうなりますと、この問題については、行政裁量の余地の有無を云々する以前の問題として、そもそも違法な収用事業の認定だという話になります。

その上で、しかしこの判決は仮に国賠法二条でいう瑕疵ある當造物を設置することになるとしても、当該事業が収用法上ただちに違法にはならないという前提に立つた場合を想定し、その場合については、先ほどの小田急訴訟の第一審判決と同様の論理を開いています。つまり、受忍限度を超える騒音被害を生じさせることとなる施設の建設計画が争われるケースでは、當造物瑕疵を帶有する施設の建設は収用法上も違法であるという前提から出発しますと、そこから直ちに都市計画事業認可の取消という結論が導かれる一方、仮にそのような前提を採用しない場合には、受忍限度を超えるようない騒音被害などを適正に考慮すべきところを考慮していないという意味で、適正な利益考慮を果たしていないし、その際にそうした問題を起こさないような代替案について十分考慮していないので、裁量権の逸脱濫用に当たり違法であるという、二段構えの理由づけにより、本件事業計画を違法として取り消したわけです。国賠法二条をかました議論と、それからそうではない場合にも裁量権の逸脱濫用に該当する場合があり得るという二段構えの論理構成により、いずれにしても違法な事業認定であるというふうに結論づけたわけです。

以上のように、小田急高架化事件及び圈央道あきる野インター事件における二つの東京地裁判決は、先ほど申しましたように、受忍限度を超える騒音被害という個別的な人格被害の発生可能性を、公共事業の公益性判断に当たつての決定的なファクターとして重視したということになります。その結果、違法であるという結論を下したわけです。

三 公益達成のための手段としての個別的利益の法的保護利益性

(1) 国立マンション訴訟における二つの住民側勝訴判決

他方、第一のグループ、すなわち「公益達成のための手段としての個別的利益の法的保護利益性」の肯定というテーマに移ります。上述のように、ここでは個人の個別的保護法益性が認められるか否かの判断において、実は公益目的との相関関係が問題にされる場合があるということを述べたいと思います。具体例として、東京都国立市におけるマンション建設をめぐって生じた紛争との関係でいくつかの判決例が出ておりますが、その中で住民側が勝訴した二つの判決を取り上げます。

この事件では、高さ約二〇メートルのイチョウ及び桜が植樹された幅約四三・六メートルの並木道をはさんだ沿道地域において、建築物の高さを二〇メートル以下に抑えることにより良好な町並み景観が形成されていましたにもかかわらず、突然持ち上がりつた高さ四三・六五メートルの大型マンション建設により、永年にわたる住民の努力により形成された良好な景観が著しく損なわれることが問題となりました。地域住民は、訴訟を通して、当該マンション建設を食い止めることができるか、また、完成後のマンションについて違反部分を撤去させることができるか等が、争われています。

一連の訴訟の中で、東京地判平成一二年一二月四日（判時一七九一号三頁）は、住民が東京都の建築指導事務所長を被告に提起した行政訴訟に関して、行政庁が違反建築物に対し何らの是正命令権限（建基九条一項）も行使しないことは違法であることを確認する旨の判決を下したもの（判決a.）。当時の行政事件訴訟法上はそういう権限不行使の違法性確認判決を明示的に認める規定はありませんでしたので、いわば名前がない、非法定の抗告訴訟として、それを認めたという判決です。以下で、行政訴訟というのはこちらの判決の方を言います。他方、東京地判平成一四年一二月十八日（判時一八二九号三六頁）は、言うまでもなく、付近の住民が民事差止め訴訟を起こしまして、高さ二〇メートルを超える部分についての撤去を命じる判決を勝ち取ったという判決です（判決b.）。いずれも認容判決という結論ば

かりではなくて、その理由付けにおいても、景観利益が土地の所有者個々人の個別的利益として法的に保護されるべきであると考えている点では、かなり重なり合っております。

(2) 二つの判決の共通点

特に、両判決とも、地域地権者の景観利益が個別的利益としても保護されることを結論づけるために、①保護されるべき景観の範囲と内容が明確で特定されていること、②地域地権者自身が高さ制限を守り財産権制限を受忍すると同時に、それにより形成された良好な景観を享受してきたという点で、景観利益の享受とそのための自己規制・自己犠牲とが「互換的利害関係」（判決a. の表現）にあること、③景観とは、地権者の一人でも高さ制限等の規制を逸脱した建築物を建築し自己利益のみを追求するならば、直ちに破壊される性質のものであり、それ故、良好な景観を維持しようとするとならば、良好な景観の享受と引き換えに自らの財産権行使への制限を受忍している地域地権者の景観利益を、個別的な法益として保護する必要があることという、少なくとも三つの条件の充足を要求しています。

(3) 二つの判決間の差異

ただ、この二つの判決間には多少の違いがあるわけでありまして、吉田先生もこの違いをかなり重視されています。以下に述べるとおり、行政訴訟に関する判決a. の場合は、国立大学通りの現にある特定の景観については、これはいわば具体化された公益というふうにまず捉えておりまして、そのような具体化された公益としての良好な景観とそれが享受する個々人の利益との相互依存性を重視しているのに対し、民事差止訴訟判決b. の場合は、そのような具体化された公益といったような議論や空間利用者の共同意識への依存性といったことには全く言及していません。

まず、判決a. は、「並木通りの高さである一〇メートルを超えない高さの建築物で構成される景観という、客観的な基準によって、その美しさの維持が法的に図られた大学通りという特定の景観」については、これを「具体化された

「公益」と捉えた上で、かかる「具体化された公益」としての景観が維持されるか否かは、当該景観を構成する空間の利用者の「共同意識」に「強く依存せざるを得ない」という特質」があることを強調しています。そして、「具体化された公益」としての景観の保護には、そのような「空間利用者の共同意識」への強い依存性という特質があるため、判決a. の場合は、特定の優れた景観の保護という公益達成のための手段的利益として、地域の地権者が当該特定の景観を享受する利益についても、「個々人の個別的利益」としての保護利益性を承認する必要がある、という論理構成をとったわけです。

これに対し、違法部分の撤去を命じた民事差止め判決b. の場合は、「当該地域内の地権者らは、自らの財産権の自由な行使を自制する負担を負う反面、他の地権者らに対し、同様の負担を求めることができなくてはならない」として、景観利益の私法上の保護法益性の承認という結論が、景観維持のための自己負担との互換的関係性からストレートに導かれています。判決b. の場合、「具体化された公益」としての特定の優れた景観を維持するには、当該景観を構成する空間の利用者の「共同意識」に依拠しなければならないとか、従って、当該景観を維持するための手段として、当該景観を享受する地権者の利益を「個々人の個別的利益」としても保護する必要があるといった論理は展開されていないのです。判決b. が重視するのは、むしろ、「広く一般社会においても良好な景観であると認められることにより」地権者に生じる「付加価値」の存在です。

(4) 公益と個別的利益の媒体としての共同利益

そこで、こうした国立マンション事件をめぐる二つの認容判決を受けて、特に行政訴訟判決を手掛かりに考えますと、この行政訴訟判決で述べている公益としての良好な景観を維持するという公益目的を達成するために、実はその空間を享受している地権者個々人の利益を具体的な利益として保護しなければならないという議論をしているわけです。その

際、空間利用者の共同意識の重要性ということを重視しているわけでありまして、私の見るところ、こうした議論は景観利益をいわば共同利益として把握しようという志向性を示しているのではなかろうかと考えます。行政訴訟の方の判決が言っております空間利用者の共同意識に依拠して維持されるべき、いわば具体化された公益としての景観という考え方というのは、一種の共同利益論を唱えたものというふうに見てよろしいのではないかということです。

四 むすび

以上を踏まえまして結びということになるわけですが、一方では公共施設や公共事業の公益性の判断において人格利益の保護との相関関係性が重視されることを示す判決例が存在します。他方で、個々人にとっての個別的な利益の保護法益性の判断に当たって、実は公益目的の達成との関連性が重視されています。そのような公益と私益との相互依存性を示唆する特徴的な判決例が、特に近年現れてきています。できればそうした傾向を今後ともさらに進めていくことによって、景観利益の権利性や保護利益性を認めていく方向へと向かって行くべきであり、また、開発事業や公共事業の決定等の際に重視すべき価値として、生命や健康等の人格利益及び景観保護の要請という視点を確立すべきだらうと思っています。

私自身は、景観というのはアメニティーという言い方で從来から位置付けているわけでありまして、一緒に配布させていただきました、これはまだ校正段階のものでありますけれども、『都市計画』という雑誌の一二五三号掲載予定の論文において、昨年制定された景観法に関する紹介とともに、国立マンション訴訟との関連付けに関する試論を公にしております。

景観法というのはかなり画期的な法律でありまして、日本の土地利用関係の諸法律でいわば手付かずだったような間

隙を縫つて、景観保護という視点から計画的かつ系統的に良好な環境保全を図るための法制度を導入したと言えるのではないかと思います。そのために、景観計画及び景観計画区域という新たな計画制度を、都市計画区域とは相対的に独立した制度として設けることとし、また、都市計画区域の中には景観地区というものを指定できることにしています。こうした区域・地区指定によつて、いわば通常の優れた景観の保護、すなわち第一級の文化財として優れた景観だけではなくて、その地域の特色をよく示すような景観や、当該地域の自然、歴史、文化の多様な要素からなるような特徴的な景観等を計画的に保護することを可能とする法制度です。さらに、違反者に対する非常に厳しい対処を可能にするというものでありますて、これによつて、いわばアメニティーの保障という考え方が、我が国の法制度の中で初めて正面から確立する可能性が開けたのではないかと思つております。そういうアメニティー保障という視点からしますと、国立マンション訴訟においても、いわばアメニティー保障をいかに個別の保護利益として保護の対象にしていくかということが、私は問われているのだろうと考えるわけです。

そう致しますと、国立マンション訴訟の判決というのはある意味で突出した判決でありまして、実際、そのために民事訴訟の方の控訴審判決は、むしろ伝統的な利益觀にのつとつて第一審判決b・を覆してしまつたわけです。そういう意味では、むしろ民事の控訴審判決の方が、いわば我が国の法律学の世界では常識的な考え方と言えるわけです。

それを何とか突破しようというのが国立マンション訴訟の先ほど紹介した判決だと思います。そして、判決a・やb・が打ち出した考え方を定着させるための前提条件をどのようにして形成すべきなのかと考えますと、これは理論的・論理的に説明することは難しいのですが、景観法のようなそれ自体は公益としての景観保護を目的とした法律が制定され、それが定着することによつて、アメニティー保障という視点が我が国の土地利用関係の諸法律の中に確立することとなる。そして、そのことが、実は個別的保護法益性の承認の方にもはね返つてくるのではないかという気がする

わけです。ですから、かなり整備された法制度があつて、それを前提にしてアメニティー保障や景観保護の必要性に関する国民の幅広い共通認識が確立するならば、そのことを通して、権利性や保護法益性というのが確立していくのではないか。そういうシナリオを描き得るのではなかろうかという気が致しております。以上、若干時間がオーバーいたしましたが、これにて報告を終了させて頂きます。どうもご清聴ありがとうございました。

「環境保護における刑法の機能と視座－近代刑法原理を超えて」

伊 東 研 祐

ご紹介いただきました伊東でござります。前回の「競争秩序シンポ」と同じようなお話になつてしまつところもあるかと思いますが、若干広げてお話しさせていただきたいと思います。……実は、山下先生からは、最初に仮題として「保護法益としての環境」というのは如何か、という提案がありました。それでも、もちろん良かったのですが、日本の刑法学の中で「環境」を保護法益とした議論が始まる際には、あるいは、始まつてからずつと今に至るまで、本來とは別のファクターがかなり働いているような気がしまして、それについても述べてみたいということもあって、ちょっと大袈裟なテーマになつてしまつました。「環境保護における刑法の機能と視座」という標題に「近代刑法原理を超えて」という副題を付けたのは、要は、近代刑法の原理にどまつていると環境刑法には説明できないところがたくさんある、という」とを言ってみたいという願望を込めてのことです。

そこで、レジュメに従つて話し始めさせていただきますが、Iに「我が国の刑法理論学における「環境」保護をめぐる議論の特殊性」と書きました。率直に結論から申し上げると、そういう議論の特殊性故に「環境」保護を巡る我が国の刑事法の発展はかなり遅れた、と私自身は思つております。それを、まず、念頭に置いていただきたいと思います。

それがどういうことかをお話しするには、幾つかの前提的な事情を御理解いただく必要があります。まず第一に書きましたのは、六〇年代・七〇年代において「公害」が激化し、何とかしなければいけないということで色々な手立てが打たれたということです。特に象徴的なのは、最初に挙げました一九七〇年、昭和四五年のいわゆる「公害国会」における色々な立法です。

まず、水質の汚濁防止というようなものの為の排出基準値を行政法令上定め、それに違反した場合には直ちに処罰できるものとされました。それまでは通常、汚濁に対して先ずは改善命令等を出し、それに従わなかつたならば処罰するというような形式を探つていていた訳ですが、いわゆる直罰主義の採用による特徴的な立法が為された訳です。

それから、詳しいことはまた暫く後で戻つてきますが、公害罪法が成立したとしても非常に特徴的なことであつたろうと思います。これからお話ししていくことですが、同法の成立もあって、七〇年代初めまでに日本の「公害」刑法は非常に進んだものが出来上がつた、しかし、それ以降はなかなか進展しなかつた、といえるのだろうと思います。なお、「公害防止」と「環境保護」という概念とを、それほど重い意味で区別して使つて良いのか、という問題があるかもしれません、刑法学では両者は違うものだという認識で捉えて来ているように思います。

何を申し上げたいかといえば、七〇年の直罰主義の採用によって、刑法による環境保護を考える場合に従前から意識されていました問題、罪刑法定主義との絡みで、どのような形態の侵害行為があつた場合に処罰できるかを巧く規定できないという問題が、○○ppmというように設定された値に反すれば処罰できる、ということで明確化が進み、刑罰法的手段

が採用し易くなつた、と言えることは間違ひありません。しかし、レジュメではその後に「but 抽象的危殆化犯」——普通は抽象的危険犯と言われますが——と書いたのですが、当時は実際にそこで何が行われたかということについては余り意識されなかつたような気がするのです。現時点から振り返つて見れば、それは、そういう基準値に反すれば直ちに人の生命、身体あるいは財産に対する抽象的な危険が生じたと看做している公害立法なのだ、という風に明確に認識されるようになつて来ています。判例の立場、そして通説の立場も恐らくそつなのだと思いますが、抽象的危険犯を具体的な危険の立証は不要であると捉えていますので、この直觀主義というのは、後から考えてみるとそのようなものなのだな、、といふことになります。これだけですと、非常に進んだといいましようか、良いか悪いかは評価が分かれ得ると思いますが、現実的な必要に応える上では一歩進んだ、踏み込んだ立法であつたといえる訳です。

ところで、もう少し視野を拡げて見ると、日本には刑法二二一条、現行ですと刑法二二一条一項前段の業務上過失致死傷罪という特殊な規定があります。この業過致死傷罪というのは、業務上の過失によつて人を死傷に至らしめる、という非常に包括的な規定として、原因行為の性格・属性というものは凡そ何も問うていないので。このような犯罪類型は、立法的に殆ど世界に類がない——いわゆる重過失致死・致傷などはあるのですが——ものと言われています。プロイセンの一般ラント法か何かを日本に持つてくるときに理解を間違つて出来たものだ、というような解釈をしている方もいらっしゃいますが、いずれにせよ、二二一条一項前段は生命・身体に対する危険行為一般から生じる過失の結果犯を处罚している、ということが重要です。

つまり、一九七〇年の時点で、既に傷害・殺人等の身体・生命に対する故意の結果犯、それから、今言いましたように、過失の結果犯が、刑法で处罚されているという状況があつた訳ですが、それらは「公害」に適用できないという規定では決してありません。現に水俣病であれ何であれ、業務上過失致死傷罪で訴追されているのです。そういう意味で

は、非常に先端的に使える刑法規定が既にあって、それらに直罰規定、即ち、抽象的危殆化犯が更に付け加えられたと
いうことになります。

それと同時に、先程も触れましたが、公害罪法が成立して来ます。この公害罪法を見てみると、故意・過失で結果
を生じた場合ではなくて、故意・過失で「健康阻害物質を排出して」生命・身体に対する「具体的な危険」を生じた場
合を处罚することにしています。更に、両罰規定を置いて、直接行為者だけではなく、組織体・法人事業主も处罚し、
その上、因果関係も推定する、という手当てまでしていった訳です。

お気付きになつたと思いますが、犯罪類型という観点からすると、微に入り細に入り非常に綿密に「公害」を处罚で
きるようになつたのです。それが良かつたかどうかということは、人によって評価が分かれる、と先程も申し上げた通り
です。ただ、一点どうしても指摘しておかないといけないのは、このように多面的な刑事罰の使用という方針が採用さ
れた反面において、刑法典の中には公害罪法に相当する諸規定が置かれなかつたという事実です。

八〇年代以降、ヨーロッパを中心に、刑法典の中に環境犯罪处罚規定を取り込む動きが出てきます。日本は、それに
先立つて、取り込みの可否・当否を議論した訳ですが、七〇年時点において「No」と書つたということになります。
国際レベルでも平野龍一先生が色々な学会でのレポーターなどをされたこともあって、この時点ではかなりの研究が為
されたのですが、論争の結果、刑法典の中には入れないということになつたのです。問題は、その理由というのが、私
から見ると合理的な議論に基づいて出て来たというより、いわゆる刑法改正作業との絡みの影響が一番大きかつたと思
われることです。レジュメで「刑法全面改正作業への取り込みと失敗」として、一九五六年から七六年までの出来事を
挙げた真ん中ぐらいにありますが、道義主義的な傾向と重罰化という改正作業の中で、学者たちがそれに反対し、处罚
を拡大方向で考えていくことや、更にその先で、因果関係の推定とかいう

ものまで入れてしまふことについては、非常にネガティブであつて、慎重な態度が採られたということです。もつとも、刑事法的対応の必要性は認め、否定する訳ではありませんので、単行立法として認めるという格好で、刑法改正作業とは切り離して整備したというのが、実情だということです。

ちなみに、ご存じの通り、公害罪法は既に「死に体」といいましょうか、法律としては残つておりますが、そこにいう「排出」とは企業の生産活動に伴う、企業活動の一環としての排出でなければならず、事故型の公害に関しては同法を適用できない、というのが最高裁の判例として、公害罪法の適用された事例は、この一五年以上ないと言つて良いと思ひます。……以上が、第一点です。

その次に書きました二番目の特殊性は、日本の刑法学界の特徴ですが、先程の立法状況とも絡るものでして、いわゆる「行為無価値論」対「結果無価値論」の対立図式がここにも持ち込まれてしまつた、ということです。レジュメに書きましたけれども、刑法による環境の保護というのは、言つてみれば、刑法で公衆道徳教育をしようとするものなのではないのか、というネガティヴなイメージ論があつた、用いられたということです。

そこに、「九一年刑法学会ワークショップ、タバコのポイ捨て」と書きましたが、この九一年のワークショップといふのは、刑法学会で初めて環境犯罪について開かれたものです。何故覚えているかというと、私がオーガナイザーを命じられまして、非常に苦心した記憶があるからなのですが、そのワークショップの際に出てきたのが、タバコのポイ捨ての例なのです。丁度その頃、いわゆる「ポイ捨て条例」の制定が非常に流行つていたこともあると思いますが、そういう議論がワークショップで出来まして、そんなものまで刑事法的にコントロールしていくべきではない、いわゆる「立派舞い」を教えるのは刑法の機能ではない、という正に結果無価値論的な主張に一致させられてしまつてゐたのです。

先程申し上げた中にもあります、日本のそれまでの行き方というのは、行政法令による規制を前提として、それに

違反した者を処罰する、という形であった訳です。直罰的な格好で出て行くときでも、前提となる行為規範を提示するのは、「立振舞い」を教えるのは行政であって、それでも「言う」と聞かないと、刑罰を使うこともある、という形で議論がずっと進んできた、ということとも言えます。これが、第二番目の点です。

三番目に挙げた「環境犯罪の創設」つまり「処罰範囲の拡張と、それへの反対」ということですが、拡張そのものに対しても大きな捻れが入ってしまった、という特殊性があるように思います。

七〇年代と言えば、「記憶かと思ひますけれども、いわゆる「被害者なき犯罪」などという概念が出てきた頃、同性愛、薬物使用、後は、ボルノですか、そのようなものをみな解禁しろ、という主張が学界でも強かつた頃でして、政治的にいえば、それに対抗して処罰しろ、処罰を維持しろと言う保守派と、非犯罪化を推すリベラル派の対立があつた訳ですけれども、環境犯罪に関しては、この図式が逆転するのです。つまり、環境保護側は処罰拡大を言うのですが、それに対するのは、財界派といいましょうか、資本家、産業界、それらをバックにした保守派と、それに加えて、いわゆる自由派、刑罰をなるべく使うなどいう意味でのリベラル派なのです。一言で言えば、いわゆる「緑の党」の時代を思い出せばいいのかもしれません。「グリーン」がリベラル派ではない立場として登場して来たとの同じで、環境犯罪に関して言うと処罰推進派と保守派とが逆転し、かつ、旧来の立場では何處にも属さないような一つのセクトが推進派となり、環境保護派というのでしようか、そういうものが出来上がってきたということです。

もう一つ注意すべきなのが、環境保護に関して、この時代、七〇年代に、違反して環境を破壊した者に対しては刑罰を使つても良いと考えられるような規範が何処まであつたか、ということです。実態はよく分かりませんが、私が最初に団藤先生の古稀論集に環境刑法のページを書いたのが一九八四年で、もう二〇年前になりますけれども、そのときは、そのような規範は未だ無い、法的な規範まで達していない、という前提を探り、刑罰法令を創ることによって規

範を形成するのだ、という主張をしました。勿論、学界では散々に批判されて、孤軍奮闘……。何故かというと、そういう規範の形成力、古い概念で言うと、いわゆる刑法の「人倫形成機能」、Sitten bildende Kraft を認めるべし、法益保護が目的ではない犯罪を認めるところまで行ってしまうことにもなる為なのです。先程申し上げた捻れた圖式の中で独自の環境保護派がそれを主張すれば、いわゆるラディカルになるという側面もある訳です。

そして、最終的には、特殊性の四番目になりますけれども、環境保護に関する議論が高まつて来るのは、どちらかといふと経済が巧くいついて環境被害が起こっているときであり、何とか刑法的保護が法律に成りそつだな、という時期になると、何故か景気は落ち込んでいて、環境保護どころではない、ということになつてゐるという状況があります。いわゆる第一次の石油ショック、第二次ショック等々、ずっと不思議に重なつて来てしまつたのです。それがあつて、日本の場合、少なくとも他の法益の保護、法領域での保護までは良いかも知れないけれども、「環境」の保護の為に「罰を使う」ところまではなかなか巧く行かなかつた、というのが実際だと思います。

以上で申し上げたいのは、要するに、日本の環境保護に関する刑事法というのは非常に捻れて来てしまつてゐる。しかし、公害犯罪、人の生命・身体・財産に関する保護に関しては相當に先進的なものを、意識していたかどうかは別として、持つていた、といい得るということです。

その後、環境保護という側面 자체において刑法が何ができるか、ということを議論し始めたときにハタと行き当たつた問題が、そもそも法益としての「環境」というのは何なのか、といふことでした。繰り返しになりますけれども、先程から申し上げているように、人の生命・身体・財産は日本の刑法では既に相当な程度まで守られて來ていたのです。

私は、幾つかの国際会議で環境刑法について作業する機会を与えられましたが、他の国は、公害罪法のような法律を持たず、人の生命・身体・財産を保護する刑罰法を作ろうとしている場合が殆どでしたので、そのような問題意識の人達を相手にしなければいけなかつた為に、非常にやりにくいところがありました。

それで、最初に議論の範囲について説得する為に、既に法律があつて人の生命・身体・財産等の法益が守られている場合には、敢えて環境保護と言わなくともいいときには、対象から外しましよう、というような形で議論して行ったのですが、そこで出てくるのが、いわゆる「環境」といつた場合、「自然環境」をいうのか、それとも「生活環境」あるいは「住環境」まで入れるのかというような議論であり、また、いわゆる「天然記念物」保護というような形での自然的なものの保護、あるいは、「原生自然地域」等の自然公園法などでの保護ということを如何に考えるかということでした。

こういうようなものを、「環境」の保護として刑法の保護対象に取り込むのか否か、という議論を、ずっと初期の頃ですが、やりました。結論的に申し上げると、多くの方はその点は余り意識しない、する必要がない、と感じられていたような気がします。ただ、ドイツでの基本法の環境権の規定などを巡つてもありましたように、刑法的に考えた場合、やはり生物学的な生存基盤という側面が環境保護の中心になるのではないか、と思いますが、必ずしもはつきりした結論は示されていないと申し上げた方が良いでしょう。

次の問題は、法益としての「環境」について、理論学的に如何なる定義が行われているか、ということです。レジュメで、a) という項目に書きましたが、大きく分けると、刑法上の「環境」という法益については、二つの考え方が対立していると言えます。人間中心主義的な構成と生態系中心主義的な構成で、一から三に挙げたものが人間中心主義的なもの、四番目が生態系中心主義的なものです。

一、二、三のいずれの見解にせよ、法というものは人間の為にあるのだ、と近代法的には当然の前提を維持している限りで、刑罰の發動というのは人間と係わりなければ許されないのだ、ということになります。一番目の「人格的ないし人間中心主義的法益構成」というのは正にその典型として、総ての「環境」犯罪を人の生命、身体、財産等の極めて遠い抽象的危険犯として捉えていこうとするものと私は解釈しています。

二番目が、「生態学的－人間中心主義的法益構成」をして、水や空氣等のいわゆる環境媒体それ自体に価値を認める、しかし、その保護は最終的には人間の利益と係わらなければならないという考え方です。従つて、人間の利益に係わらない、人間にとっては悪でしかないものは殲滅できることになります。例えば、病原菌ですか、天然痘等がよく言われますが、環境保護派に言わせれば、天然痘を殲滅するのは良くない、ミニマム一株は取つておきなさい、ということになるのかもしれません。その辺が違つてきます。

三番目の「行政的法益構成」ですが、行政法の先生方を前にして私が言うべきことでもないでしようし、日本の見解とはだいぶ違うのだと思いますが、要するに、行政がやつていること自体が守られるべき利益であるということとして、日本で考えるときによく挙げられる例は河川法に係わる場合です。

この構成ですと、河川法が河川敷から土砂等を持つて来てはいけない等という場合、それは、行政が何らかの関係で利益対立を想定し、その処理に関して定めた一つのポリシーを守ろうとしているのであって、土砂や河川敷の自然を守ろうとしているのではない、ということになります。行政の関心から外れるようなものは、環境保護の中に入つてこないのです。そこで、河川法の指定がないような河川については、どう解するのだという批判を受ける訳ですが、これに對しては、河川法の指定をしないという行政の関心の利益を守るのだと、このような議論をしていくことになります。私にしてみると、何となく歪んでいるなどという気がしますが、細かいことはまた後で議論したいと思います。

四番目が、今までお話ししてきたような人間の利益とは遮断した、という意味での「生態学的構成」ということになります。先程申し上げた水や空気等の環境媒体は——刑法では行為客体と保護客体ないし法益とを区別しますので——、行為客体でしかないものであって、その後ろにある生態系そのものを保護するのだ、と考えるものです。従つて、それは人間の利益との結合性を持たないものがあることになります。

生態系というようなものを刑法的に如何に捉えるのだ、ということが問題になりますが、果たして良い例かどうかは分からぬものの、刑法典の中にも「一地域の公共の安全性」というような発想というのがある訳でして、ある水体中の生態系、ある地域の生態系というのは観念できるのではないか、それを行為客体を巧く利用する」とによつて具体化することは可能だらうと考えています。

だいたい以上のような四つの考え方がありまして、二番目の生態学的一人間中心主義的法益構成がドイツでの主流ですすし、日本でも恐らく相当数の学者の採るところではないかと思つています。生態学的法益構成というのは、残念ながら、未だマイノリティーです。

ただ、ここで強調しておきたいのは、いずれにしろ、こういう法益概念の議論を突き詰めていくと、冒頭で申し上げたように、近代刑法原理とは違つたもの・一致しないものが相当出てくるだらう、ということです。まず、そもそも法益というものを如何なる属性のものとして捉えるべきか、という問題があります。これについては環境秩序シンポでお話しした訳ですが、価値論的あるいは権利的な構成を探るのか、因果的な構成を探るのかに揺つて、議論の中身が全然違つてしまふ可能性があるのであります。

例えば、権利的構成を採つた場合、環境権というものがある時点において認められると、当然、その権利が法益となりますので、突然に環境が刑法的保護対象となることになつてきます。具体的な例は、参考文献の一一番目に挙げました

町野朔先生の『環境刑法の総合的研究』の中の論文に見られます、町野先生は結果無価値論者で、平野龍一先生の直系ですので、刑法は環境保護の為には役立たないし、使うべきではない、行政の担保の為に限定すべきだ、とおっしゃつていたのが、ある時点になつて、もはや環境権というものは認められたのだ、その保護の為には刑法を使つて良い、と見解を変えられます。そして、環境権の中身について、刑事法では民事法における程はキチンと議論しておりませんので、景観その他のより良い個人の生活空間の利益などは皆含まれる、という相当に拡張的な概念、考え方が採られる」とになります。これに対して、因果的な構成あるいは生態的な構成に拠れば、景観保護というのも一地域の生態系を害するような景観の変更は許されない、ということになつてくる訳です。アメニティーと亘理先生は言われましたが、それとはちょっと違つ趣旨での景観保護というのが考えられて来ると思います。

一番難しいのは、実は、レジュメの最後に書きました「権利主体性」の問題です。因果的構成あるいは生態学的な法益構成を採りますと、そもそも「権利」という人間を前提とする概念で環境保護を説明すること自体がナンセンスになります。人間を含む生態系システムそのものを保護するということですので、人間の為ではない、では誰の為だ、という議論ではなくて、敢えて言えば、生態系システムの自律機能自体の問題なのです。いわゆるシステム論者の中には、オートポイエーシス (Autopoiesis) 等の概念で説明する場合もありますが、そこまで行かないとしても、今までの「権利主体性」という観念は使えなくなつて来ます。そうなりますと、それは、システムが自らそうやつているのだ、という風に突き放して言う必要が出てきますので、個人が全体の中に段々と埋没して行くことになり、近代人間像あるいは刑法原理というのが失われてしまう可能性があるといえます。

しかし、それでは権利的な構成をすれば、そのようなことを避けられるのかといふと、必ずしもそうではないのではないかという気がします。人間関連性をあくまで強調して、それを個人的法益として考えていく場合には可能ですが、後で簡単に触れますが、個人法益の保護としてでは恐らく説明できない犯罪が山と出て来ている、むしろ、人間全体あるいは人類というようなものを法益の主体として考えざるを得ない犯罪が多数生じているようになります。例えば、人クローニング罪や戦争犯罪などがそうですが、一番象徴的で簡単にお分かりいただけると思われるのは、「将来世代の利益」の保護ということです。それも刑法で行うのだということを強調される先生方が最近増えていますが、「将来世代の法益」というのは、今までの法益の考え方では自己矛盾なのです。つまり、利益主体の現存しない法益というものは説明できないはずでして、実際には、将来世代を含んだ人一般、人間全体にとっての利益というようなことを考へることになつております、「ここでもやはり個というものが喪失されていく」ということが言えるのではないかと思います。すみません、三分ほど超過していますけれども、レジュメの「まとめ」は殆ど今まで言つてきたことだけです。(ま)
り、「環境」を法益としてキチンと捉えようとすると、従前とは全く別個の法原理が提示できるのかもしれない、といふことを申し上げたかった訳です。例えば、GMクロップ、genetically modified crop の規制の為に、北海道では条例を罰則まで入れて作ることを考えられているようですが、安全と確認されるまでは植えてはいけないという一種の倫理規範の保護、それを通じた風評被害の防止等といふことで本当に处罚の合理化ができるのでしょうか。人クローニング罪、臓器売買罪等も同じです。何で移植術に用いる為の臓器は売買してはいけないのか、ということを突き詰めてみると、気持ち悪いからということ位になつてしまふのではないか、あるいは、臓器というのはそういう風に扱われてはいけないのだ、という社会倫理規範の保護だということになつてしまふのではないでしようか。そういう意味で、「環境」の刑事法的保護という問題も、キチンと乗り越えておかないと、他の利益が絡む、あるいは、他の法益を前提とした現代

的な犯罪の説明に益々苦しくなるのではないでしょか。…………これで、取りあえず報告を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

コメント

山下竜一

コメントは一五分程度ということで、簡単ですが、まず、両先生の報告を私なりに位置付け、次に、今後の報告とも関係づけて議論を整理したいと思います。

第一に、順番が逆になりますけれども、伊東先生の報告につきましては、私は刑法についてはずぶの素人で、位置付けも何もできないので困ったなと思っていますと、山中敬一先生が、私が読むにはちょうどいい、分かりやすいまとめ方をされていましたので（山中敬一「環境刑法の現代的課題」ジユリスト増刊『環境問題の行方』（一九九九年）八二頁以下）、それに基づいて伊東先生の報告の位置付けをしたいと思います。

山中先生が言つには、日本でいうと一九九三年の環境基本法の制定を契機に環境保護が国家目標あるいは任務になつた、つまり環境国家化した、そうなると刑法も国家政策を実現する手段として対応を迫られてくる、そこで、刑法観のパラダイム転換というものが必要になつてくる、それにどう対応するのかという問題が出でてきているのだと整理されまして、そこで論点としては二つあるとされます。一つ目は、刑法の社会秩序形成機能を承認するか否かということで、いろいろな考え方があるわけですが、伊東先生の考え方というのは、山中論文を読んだ限りでは、認識的肯定説、現実

がそうなつてゐるから仕様がないと言つたらいいすぎかもしませんがそのように理解しました。しかし、今のご報告を聞いていますともう少し前野育三先生の積極的肯定説に近いのかなというふうに思いました。二つ目の問題というものが超個人的法益の保護を正当化するかという問題で、これは伊東報告の後半部分がまさにそういう話だったと思います。これにつきましても否定する説もありますし、先ほど紹介がありましたように、ドイツでは、人間とのかかわりで生態系といふものも保護法益として考えるということですが、伊東先生はこの問題では一番ラジカルといいますか、生態学的法益保護といふ立場に立つておられるというふうに見ます。三つ目の問題は、今日の報告にはあんまり出てきませんでしたけれども、いわゆる環境刑法の行政従属性という問題でして、これにつきましては伊東先生は中間説といいますか、相対的行政従属性という問題でして、これにつきましては伊東先生は中間説といいますと、伊東説の一番の特徴というのは「一番目の生態学的法益構成」というところかなと考へました。

第二に、亘理さんの報告についてですが、亘理説の特徴といいますのは、行政法上保護される利益の範囲を拡大するため、判例が採用する公益・個別的利益二分論に対し、共同利益・集團的利益という第三の利益カテゴリーを提示する、という点にあると私は理解しています。つまり、この共同利益という第三の利益カテゴリーを立てることによりまして、行政法で保護される利益というものを、民法でも保護される生命、身体、人格権といった利益を超えて、生活利益あるいは今日話がありましたアメニティー、そういうしたものにも拡大していくという考え方であろうかと思ひます。ただ、ご報告の二「公益への個別的利益の組み込み」、あるいは三「公益達成のための手段としての個別的利益の法的保護利益性」というところをうかがいますと、公益と個別的利益のオーバーラップといいますか、重なり合いという点にも配慮されており、これは吉田さんの本で、公共的利益と個別的利益が外郭秩序の領域では分離対立するのではなくてオーバーラップしているという点を強調されていること（吉田克己）『現代市民社会と民法』（一九九九年）二四六頁）

と共通性があるのかなと思いました。ただ、そうなると最初に言いました共同利益という利益カテゴリーを新しく立てた意味、亘理さんの説明によりますと、公益に吸収や解消されないようにするためであるように思いますが（亘理格「行政訴訟の理念と目的」ジユリスト一二三四号（二〇〇二年）一二頁参照）、公益と利益のオーバーラップということ、第三のカテゴリーとして共同利益と立てるとの関係がどのように整理されるのかというのが若干分からなかつたところです。

なお、これは余計なことかもしれませんけれども、二〇〇四年の行政事件訴訟法の改正で原告適格に関する九条は、結局、公益・個別的利益二分論を維持しながら、個別の利益を拡大していくこうという改正がなされたと考えます。つまり、全体的な枠組みは従来と変わらないということです。ただし、これも亘理さんが最後の方で話された景観法のように、こういう法制度が整備されることによって個別の利益が拡大する可能性があります。といいますのは、今回の九条改正は、法律の根柢法律だけで個別の利益かどうかを判断していたものを、それ以外の様々要素をそこに加えることによって拡大していくこう、つまり、関連法律の趣旨・目的や被侵害利益の内容・性質なども考慮しながら個別の利益かどうかを判断していくこうということです。したがって、亘理さんの考え方も今回の九条の改正の枠組みの中でも十分通用するのかなというふうに考えました。

第三に、環境秩序の意味を私なりにまとめておきます。環境秩序という考え方とは、広中俊雄先生のいう財貨秩序、人格秩序、それからこれらを取り巻く一つの外郭秩序のうちの生活利益秩序の一つだと考えられます（広中俊雄『民法綱要第一巻総論上』（一九八九年）三頁以下、特に一八頁以下）。吉田さんは、この問題をさらに発展させて、人格秩序のかかわりで問題となる環境の問題と、それから人格権の侵害まで至っていない環境の問題というのがあると整理されました（吉田・前掲書一四二頁以下）。

伊東・亘理報告、それからこれからの報告も、各法が①環境悪化が人格的利益の侵害の原因になる場合に及ぶことについてではなく異論はないかと思いますが、②生活環境を悪化させているが人格権侵害にまでにはいたっていない場合にまで及ぶか、及ぶとして、どのようにして及ぶかという点が、おそらく主たる論点であろうと考えます。

なお、この「環境秩序」における「秩序」という意味には、私にはよく分からぬ所があります。つまり、規範秩序、ここで言えば環境法という環境法秩序みたいなものを考へてはいるのか、それよりもっと生の環境問題といいますか実態秩序といふか生態系といふものを考へてはいるのか。「秩序」の意味をもう少しつめないと、意見・考え方が整理できないのではないかという気がしました。といいますのは、前回の競争秩序シンポジウムでの「秩序」というのは、私が理解した限りでは、どちらかと云ふと規範秩序で、競争法上の違法と民法上の違法がどう関係しているかというようなことが問題になつてはいたのですが、今回のシンポジウムでの「秩序」は、むしろ実態秩序といふか生態系などが問題になつてゐるよう思ひます。

第四に、各法がどのように環境秩序に手を伸ばすかという点でいろいろな考え方があるわけですが、一番有名なのは環境権論です。これにつきまして、私として一番印象深いのは奥平康弘先生の本『憲法Ⅱ』（一九九三年）四三三頁以下）でして、環境権肯定論者がつつきり味方になつてくれると思つてはいた人が味方になつてくれなかつたという本です。奥平先生は、まず「[環境権の]範囲を広くとり、対象をふやすのは、景気好くみえるが、その分だけ権力としての請求内容の必要性、不可欠性（場合によれば緊急性）に欠けることになり、憲法上の新しい権利として承認され得る度合いが少なくなる。」（四二六頁）と言ひます。私の理解では、これは権利概念を単に量的に拡大するのではだめだよということをいわんとしているのかなと思います。次に奥平先生は、「環境権は：主觀法として構成されながらも、個人の生活領域・個人の法的利益を越えたレベルにある。権利主体は、個人というよりは、生活共同体そのものである、と本来

言える態のものなのではなかろうか。」と言われます。私には、環境と個人という二つが面と向かっているのではなくて、そこに共同体というものを間に挟んだことが面白く思いました。

今のような奥平先生の考え方をふまえてもう一度伊東報告、亘理報告を見ますと、伊東報告は生態学的法益構成といふものを立てて、つまり法益概念というものを拡大しつつ、しかしその質的違いというのを意識しているということで、量的拡大ではないだらうと思います。同じように亘理報告が共同利益というものを出してこられる」とに対しても同じような評価ができるのではないかと思います。

ただし、私は刑事訴訟というのはよく分からぬのですけれども、少なくとも行政訴訟や民事訴訟で言いますと、法益・利益概念を拡大しながら、しかも質的違いをあまり強調すると、今度は主觀訴訟の限界というものにぶつかるおそれがあるのではないかと思います。つまり、従来の権利との質的違いをあまり強調し過ぎると救済の対象外になってしまふおそれがある。もう少し言うと、亘理さんが言われる共同利益がなぜ個別的利益の側に含まれるのか。逆に公益の方に含まれるという可能性もあるのではないか。訴訟では違法か違法でないかという二分論が採られるわけで、第三のカテゴリーというのはあり得ないのでないかと思います。報告を先取りすることになりますが、吉田さんは国立景観訴訟に関する判例評釈で「秩序違反に対するサンクションとしての差し止め」ということを強調されています（吉田克己「判批」判タ一一〇号（二〇〇三年）七一頁）。これは、利益侵害や権利侵害というものを要件とせずにサンクションという構成で差止めを認めるというもので、伊東報告・亘理報告よりも過激で、いわばパラダイム転換をしようとしているのかなと思いますが、この場合も主觀訴訟としての限界をどう克服するのかという課題は残るのではないかと考えます。

最後に、ではお前はどう考えるのか」といふのですが、別に何も新しいアイデアはないのですが、私は、やはり筋か

らすると共同体を環境保護主体と考えるべきではないかと思います。つまり、奥平先生のように環境と個人の間に共同体というのを挟んだような理解が一番素直であり、共同体の活動を個人はどのようにコントロールするのかというアプローチができないかと考えています。つまり、権利論というより民主主義論やガバナンス論など理論が中心にならてくるであろうと思います。それでは訴訟ではほとんど救済されないのではないかと言われそうですが、この点については、客観訴訟といった新しい制度枠組みをつくるのが一番素直ではないかと思います、非常に保守的な考え方なのかもしれません、そのように考えております。若干時間がオーバーしましたけれども以上で終わります。

〈討論〉（午前の部）

司会（池田清治・北海道大学教授） どうもありがとうございます。午前の部は一一時までということですので、三〇分ほど討論の時間が取れます。特に制限を設けるようなことはいたしません。どこからでもお願ひしたいと思います。なお、録音の都合上、ご発言前にご氏名をお願いいたします。

吉田 吉田でございます。両先生にそれぞれ質問を出してみたいと思います。

まず亘理報告については、山下先生のコメントにも触れられていましが、公益および共同利益という概念について、もう少し教えていただけないでしょうか。これらの概念の異同については、私もずいぶん前から気になつてきました。私は、今回のテーマのような問題領域においては、公共的利益とか公共性という概念を用いることはあつても、あまり共同利益というふうには言わないようになっています。それには、それなりの理由があるわけですが、亘理先生が共同利益というふうに言われる趣旨、この概念に込めた意味をお聞きしたいということです。伊東報告については、ご報告の射程を確認させてください。

現代に生起している諸問題に刑法が対処する場合に、近代刑法の原理を超えるという問題意識を持たなければいけない。私は専門家ではありませんが、この問題意識は、すごくよく分かる感じがします。それを申し上げた上で、超えるという場合、たとえば環境秩序とか、あるいはこの前のシンポジウムで取り上げた競争秩序とか、そういう特定の領域を念頭に置いて、近代刑法の原理は適合しなくなっている、それらの領域においては近代刑法の原理を超えないどちらかと対処できないようになつていいんだよという、領域限定的な発想なのか、それとも刑法という学問領域においては、全体として近代刑法的な考え方が通用しなくなつていて、全体として乗り越えなくてはならないという発想なのか、そのあたりのスタンスを確認的にお伺いしたいと思います。

亘理 私が言うところの共同利益と公益との関係につきまして、お一人の先生からいすれも疑問点ということで提起されたわけですから、私の場合、公益というのは結局は社会に存在するいろいろな相互に対立矛盾する利益を調整した上で、最終的には何らかの公的なルートないしフィルターを通って、それ以外のさまざまな利益に対しても優先すべき利益としての承認を受けて、場合によつては強制力をもつてしても実現すべきも

の、あるいは強行規範として実現すべきものとして認定される利益、というふうに一応理解しています。

それに對して共同利益というのは、どちらかと申しますと、私は実体に着目して考えておりまして、法的に承認されたかどうか以前の実体面で、社会にあるさまざまな利益の中から、人々が共通の利益として享受しております、社会的にもそのようなものとして承認を受けている利益という意味で、共同利益という枠組みの中でなるべく広く把握した方が良いだろうと考えています。

その上で最終的に例えば訴訟の場で、それ自体が公益として認められるか、あるいは個別具体的保護利益として認められるかというのは、いわばそれは当該共同利益の正当性といいますか、訴訟等によって実現され保護されるべきものだというふうに理解されるにはそういう意味の正当性や、あるいは当該利益についてのリアリティーというのがなければならないと思つてゐます。最終的にはそのような意味での人々の認識が当該共同体としての、あるいは事実上の存在としての諸々の共同利益について、訴訟の上でも保護すべきものか否かを判断してそれを保護していくという際には、有力な手掛かりになるのではないかと考えています。以上のような法律の諸規定を手がかりにして、いま述べたような保護の正当性などに関する議論を柔軟に行なうことが可能になると考えるわけです。以上、あまり整理さないところに依存しているのではないかと考えているわけです。そのような意味で、今日の報告の最後のところでも、景観法と

いうのは、共同利益としての景観利益を、いま述べた意味でのリアリティーをもつて承認したり、正義の觀念からしてそれを個別的にも保護すべきものだというふうに承認していく際の、有力な手掛かりになるだろうと考えているわけです。

ついでに申しますと山下先生からお指摘いただいた昨年の行政事件訴訟法の改正によつて新たに設けられた九条二項について、ひとこと申し上げたいと思います。この規定は、原告適格を判断する際の保護利益性を判断するためには、根拠規定ばかりではなく関係法令を広く考慮し、また、それのみならず当該問題になつてゐる利益の内容性質や、それが侵害される態様などをも配慮しなければならないということを命じています。この規定は、景観上の利益をも含めて、そのような意味でいわば実体としての、あるいは事実上の存在としての諸々の共同利益について、訴訟の上でも保護すべきものか否かを判断してそれを保護していくという際には、有力な手掛かりになるのではないかと考えています。以上のようないわゆる法律の諸規定を手がかりにして、いま述べたような保護の正当性などに関する議論を柔軟に行なうことが可能になると考えるわけです。以上、あまり整理されたお答えにはなつていないのであるけれども、差し当たり以

伊東 非常に答えるにくい質問をいただいた訳ですが、一応、今とのところは領域限定的に考えております。ただ、「二面性といふのでしょか、同じものが超えていくべきだということに働く場合とそろは働かない場合もあるということは沢山ありますて、例えば、責任主義あるいは人の意思というものを考えたときに、法人処罰や組織体処罰をどうするのだという意味では、それから離れるを得ないということが出でてくる訳ですけれども、完全に切つてしまふと、そもそも刑罰という概念そのものが変わってくることになってしまいます。あるいは、このシンポでも後で議論されるかもしれません、環境保護に関してですと、先程出ました行政従属性だけではなく、私の場合、行政機関の処罰ということも言つているのですが、国家が国家の一部を訴追するというのはおかしいという議論になつてしまふ訳です。しかし、それをやらないと環境保護の担保が十分取れない場合が出てくるということで、幾つか可能な限り広く色々な領域をやつてみて、どうしても超えなければならぬところとそうではないところとを選別していく他ないだろう、と今は思つています。そういう意味で、何か専ら新しいところばかりやつていてるよう見えるのかもしれませんけれども、基本は今のところは領域限定でやりたいと思つています。以上です。

長谷川晃・北海道大学教授 長谷川です。先ほど吉田先生からも質問があつたところと少し関連しているのですけれども、亘理さんと伊東さん、山下さんのコメントをそれぞれ大変興味深く伺つて一つ思った問題です。とりあえず亘理さんの議論との関係で言うと、一般に公共的な利益、個人的な利益、そして共同的な利益という区別が成り立つと思うのですけれども、亘理さんが共同利益とおっしゃる場合に、例えば国立のケースのようにローカルな地域の住民が共同してつくり上げたような地域化された利益のことなのか、それとも例えば国家的な規模での利益なのか、それとも極端かもしれませんグローバルなレベルでの利益なのか、共同利益といった場合でも一定の範囲があると思うのです。どういう場合を念頭に置くかということで共同利益の共同性ということの意味が変わつてくると思われる所以、亘理さんは共同性ということでのような範囲のことを考えているかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

それとの関連で伊東さんがおっしゃったことですが、刑法の見地から見た場合に環境というのはいろいろな広がりがあるということで、生活、住環境レベルからかなり広い自然環境レベルまでが視野に入れられています。この伊東さんの見方との関係で言うと、亘理さんが問題にしておられる共同性はどのレベ

ルの辺りに入つてくると思われるでしようか。あるいはこの点はある種の連續性を持つていて、ここで境界線が引けるという種類のものではないのかもしれないですが。もう一点、伊東さんの議論との関連で、生態学的人間中心主義の法益構成という見方は多くの人が採っているのではないかとおっしゃつておられましたけれども、仮にこの立場から見た場合に、ここでは共同性といふことも太いに関わつてくるような気もするのですが、伊東さんの見地からはそういった共同性を見て取れる余地があるのか、それともこの場合には共同性はまったくないのであって、もっぱら生態学的な法益構成を持つて判断できないといけないことになるのか、ということに关心があります。

どうもこのあたりの問題には共通点があるように思いましたので、お二人からそれぞれの意見を伺えればと思います。ちなみに、この問題は山下さんが適切にも奥平先生の理論を引かれながら、共同体の位置づけというのは重要ではないかとコメントされたことに太いに関係があるのでないかと思っているのです。

亘理 必ずしも十分に今まで考えてきたわけではないのですが、利用享受の現実性や価値や利益を享受する事実の現実性といいますか、それによっておのずから保護の範囲というのは決

まってくるのではないかと考えております。そうしますと例えば景観や環境などの場合であれば、空間や地域や一定の施設によつておのずから限定されるという気がするのです。

あるいは例えば社会福祉なんか、ちょっと例がいいのかどうか分からぬですが、社会福祉施設に対する監督が十行われていかない場合、その利用者の共通の利益というものはそこで脅かされるわけですね。そういうたなケースでも、私は利用者全員の共同利益と捉えた方が公的サービス享受の実体をリアルに把握する概念としては、相応しいのではないかと考えているのですが、このような場合には必ずしも空間には限定されないわけですが、どちらにしても現実の利用や利益の享受というリアリティーによって、おのずから範囲は限定されてくるものを、私自身はイメージしているわけです。

伊東 例えば、現在は若干部分的に解禁されましたアフリカで象が密猟され、その象牙を輸入した人間が日本で処罰されるのは何故か、というような問題は、刑法には現にある訳ですね。そういう意味では共同利益、共同体という概念を使つてみると、やはり「その」共同体であり、「その」主体という特定性が出て来て、その為に説明できない部分が非常に多いというのが、正直なところ、刑法側として非常に困つてゐるところ

ろです。

反面、生態学的な構成を探るというのは、逆に言うと、共同利益といつた場合の利益について、先程権利概念そのものがおかしいと言ったのと同じことを言っている訳でして、要は、利益ということ 자체は我々が感じている利益なのです。その議論をやつておられる限りは、あまり前に進まないのではないか、と思うのですが、ただ、その議論なくして本当に良いのかというのは、これまた良く分からりません。

東大の佐伯仁志氏などと議論していくじめられた記憶があるのが、何故に「そこ」そういう殆ど主体というべきものはない、差別化されない、「ある生態系」の破壊を処罰することを正当化できるか、ということですが、それも極めて難しいのです。なかなか微妙として、正直なところ長谷川さんのご指摘があつたように、関係がない訳ではないのでしようし、亘理先生も言われたように、むしろ恐らく一番理解しやすい概念なのでしょう。

訴訟みたいなものでやつていくことが本当にできるのか、ということですね。

環境保護の場合、どうしてもそういう運動的な側面・考慮というものが入ってしまう為に、純理論で貫徹するのは難しい。それで、私自身は、今のところ、ここはよく分からないと認めて謝つておられるのが実態です。

長谷川貴陽史・当時・北海道大学専任講師 亘理先生にお伺いいたします。「共同利益」についてですが、半分は理解でき、半分は理解できない気持ちであります。

私の考え方では、法解釈学においては大まかに二つの議論（理論）のレベルを区別できる。一つは、実定法の解釈論に直結するレベルであり、もう一つは、解釈論に直結しないヨリ原理的なメタ・レベルです。おそらく亘理先生の「共同利益」論や吉田克一先生の「サンクション」論は、後者のメタ・レベルの議論（理論）に相当する。それは、ある判決なり法現象なりを総体として観察した上で、実定法の解釈論とはやや異なるレベルにおいて提示されているのではないか、という気がいたします。

逆に、そうではないのだ、「共同利益」という概念を用いることによつて、具体的に解釈論的帰結がこう変わるのだ、公益として把握できないものを、こうした概念ですくい取れるのだ、

ということであれば、その点をお教えたいたいのですが。

直理 メタレベルの法理論と具体的な法解釈論という二つのレベルの議論というのは、実は私は一番不得意なところであります。一番難しい問題を提起されたという感じがするんですけれども、おそらくおつしやる二つの分け方で言うと、どちらかというと原理的なメタ理論の方になるのだろうという気がしています。

というのは何故かと申しますと、行訴法などで例えば訴訟の対象になるかどうかと考えた場合、山下先生がおつしやったように、どうしても公益と個別利益との二元論を最終的には当てはめていかなければいけない。その中で結論を下さなければならぬわけです。それは間違いないことであって、しかしその際に従来は単なる生活利益であるとか単なる事実上の利益などだというふうに見なされてきたものについて、もっと社会実態に即してといいますか、あるいはリアルを見ていくと、実は共同利益的なものとしてそれなりに意味のあるものが存在するのではないかということを、行政法学者として主張する必要があるのではないかということが、率直な問題意識です。

以上の意味で社会実態としての共同利益の存在を想定した上で、果たしてそれが先ほど述べました公益と個別的利益との振

り分けの際にはどのようになるのかという議論を行つて行けば良いのではないか、そしてその際に、いろいろな実定法律制度の発展を経て、例えば景観法なども定められているような時代において、従来のように単なる法的保護の対象外であるというふうに片付けてしまつてよろしいのかと、そういう議論ができるようになるのではないかと考えているわけです。

そういった意味で要するに法解釈論の議論の土俵を広げるための道具立てとでも申しましようか、そのような意味であえて共同利益ということを強調しているわけです。あるいは、これはやや外在的な動機づけによるものなのかもしれません、新自由主義的な流れの中で公益と極度に分解された私的個別的利益という、いわば二者択一的に整理してしまつものに対しても、そこには包摂されないような利益があるはずであつて、それをちゃんと法的な議論の場に導入するような窓口が必要だろうということを、あえて共同利益ということを今の時点で言わせて頂いたとあります。

瀬川・北海道大学教授 環境の問題をあまり考えていないのですが、直理さんの共同利益というのはよく分かる議論です。つまり、ある程度の利益を現実に得ている人たちはその問題に對し何らかの権利を持ち義務を負っているはずだ、共同的な関

係の中でそのような利益を享受しているのであれば共同利益と考へるべきだらうということではないかと思います。このことは

その共同利益が侵害された場合を考えてみると分かると思うのです。例えば国立の場合に、ずっと昔から前からこの地域にいた人が高齢化した場合にどうなつたのか。あるいは駄前通りに面した人がみな高齢化したらどうなつたのか。その場合に共同というこの意味が出てくると思うのです。だからやはり共同といふのを出していいし、それによつて法解釈論に訴えるべきところとかがいろいろ見えてくるのではないかと思いました。

もう一つは伊東さんに、まったく素人なので教えてほしいのですが、近代刑法では主体がある権利だけが保護法益になつてゐるのか。例えば名誉権のなかで、死者の名誉というのは、一九世紀のフランスやドイツでも確かに認められていました。それから騒音防止法ですか、あれは本当に特定の主体の権利を保護しているのかというとそうでもないよう思われます。そこで、近代という言葉を使われるときにはどの辺の時代をイメージしているのかという問題がありますが、本当に主体がある権利だけが保護法益なのかを教えていただきたい。この質問は、亘理さんへのコメントと、私の頭の中では絡んでいます。

亘理 私につきましては、応援をいたいたいとこと

よろしいのではないかと思いますが（笑）。

伊東 私の方からお答えすると、これは、要するに、私が昔からやつて來ている法益の捉え方そのものについて、いずれの立場を採るかで決まつてしまふのだと思います。総ての犯罪規定が法益を保護しているのだ、というテーゼを立てて、それで何とか全部を説明しようとする立場、その説明の仕方が先程申し上げたような価値論的なものや権利論的なものでも皆それで法益なのだ、という立場を採つていれば、恐らく主体のない法益もあることになります。

そして、歴史的に見れば、死者の名誉侵害ですか、死者の名誉棄損などについては、そのように考えられたことがありますたけれども、現在の刑法学では、率直に言つて、未だ死者の名誉はあるのだという方もいらっしゃいますし、それはおかしいという方もいらっしゃしまして、色々な見解がありますけれども、何とか法益に結て還元して考えようとしているのは間違いないと思います。

近代、現代という歴史区分については、それほど厳しい解釈をしていく訳ではありませんで、現在、通常いわれているような意味での啓蒙期以降に成立してきた体系論というようなもの

という意味で大きく捉えていただく他はないのだろうと思いま

す。中核になるのが、ファイクションかもしれませんけれども、責任主義なり意思に基づく犯罪行為に対する非難というベースペクトライブで議論しているのが近代刑法だろう、という考え方として、矛盾するところはあるかもしれません。

亘理 ちょっとと思い直しまして、瀬川先生の発言を受けまして思い出しましたのは、国立事件の民事差止め訴訟の方の控訴審判決、いわゆる大藤判決であります。が、国立大学通りの景観について地権者が持っている景観利益が保護に値しないというふうに言っている部分の理由付けに、いろいろなことを言っています。

その中の一つが、要するに国立大学通りの景観が今日のものになつたについて、一番判決は 地権者が大いに貢献したから

ます。

であつて、だからそなつたのでそれについては景観利益として保護しなければならないと言つてはいるけれども、決してそれは地権者だけの努力でそなつたのではなくて、もともとああいう街をつくつた箱根土地株式会社や、あるいは市という自治体の努力や住民団体の努力などもあつたのであって、地権者だけの努力の結果そなつたわけではないのだという趣旨のことを行つたことによって、あのような優れた景観が実際形成されているわけです。しかし、配布しています私の校正中の論文で

言いますと一番最後のページの左側の第三段落「控訴審判決がまた」という言い方で始まる部分で書いていますけれども、とは言いながら地元住民が自分たちの権利の「」抑制をしなければ現在のようにはなつていなかつたということ自体は、否定できないわけですから、その意味での寄与分とでも言うべき部分については、やはり正当に法的な評価の対象にしなければならないだろうと私は考えているわけです。そのような意味で、瀬川先生のおっしゃることは当てはまるのではないかと考えています。

堀口・北海道大学助教授 國際法の堀口と申します。伊東先生にお伺いしたいのですが、國際法でも人間中心主義と生態系中心主義というような話がありまして、それが特に問題になつたのはリオの地球サミットのときに、リオ宣言の第一原則で持続可能な開発の中心に人間があるといった規定がでてきたときでした。

そこで國際環境法というものは生態系の保存を目的にする法だという立場の論者から、あれは國際環境法の衰退だというような批判が出された一方で、いやそうではないのだと主張した人

たちが、この一番の生態学的人間中心主義的法益構成を主張して、要するに人間中心主義と生態系の保存という考え方は両立

するのだという主張をしたという経緯があつたと思います。

刑法では知らないのですが国際法では、ここでいわれている人間利益保護の人間利益というのはそもそもどういうものを指しているのかというところがあいまいなまま議論されていて、そこをお伺いしたいのですが、それは具体的な利益、人格や財産などそういうものを指しているのか、あるいはそれよりも幅広い、人間の生存の基盤としての利益というものを指して議論されているのかというところを一つお聞きしたいです。

あともう一つは、最近環境法で予防原則というものがいわれていまして、あれは「疑わしきは罰する」という方向に働き得る規範だと思うのですけれども、それが刑法に与えるインプリケーションがあるのかどうか、この二点をお願いいたします。

伊東 まず、最初のご質問ですけれども、刑法の場合、利益といった場合、それほど厳密な権利性というのでしょうか、確立したものである必要というのは考えていないと思います。むしろ、通常いう「生活利益」といいましょうか、あるいは、「主観的利益」でいいのだろうと思いますが、法的に認知される必要はなくて、むしろ実体的なものとして捉えていく必要

ます。

一番目の予防原則ですが、最近色々な所で書かれているものですが、八〇年代に私がアメリカに行って環境法をやつていたときには、環境保護というのは理念的にはゼロ・エミッションなのです。予防原則もそういうものもないのに、出さないために環境規制をするのであり、巧くいかないのであつたらそれを後退させる、どうやつたら実現できるのか、というコンプライアンスみたいなものでやつていくという発想だった訳ですが、何時の間にか逆転していた訳です。そもそもゼロ・エミッションは無理だというのが分かつたからということでしょうけれども……。刑法だと未だ予防原則との絡みというのではないのではないかと思います。予防というのは、刑法学者の余り好きではない用語ですので、使いにくいのではないかなど思います。

司会 普通でしたら、もう一時ですので、ここでやめるところですけれども、司会の特権を利用していただきまして一つだけ質問させていただきたいと思います。

まず最初は亘理先生に対する質問でして、本当はあまりこういう図式的なことはやらない方がいいのかもしれません、話を分かりやすくするために、事案を三つぐらい想定して伺いたいと思います。

第一は、「個別的利益」ですが、これはたとえば現に騒音を受けている具体的な被害者がおります。ですので、これは訴訟にも乗りやすく、問題ないと思います。

これに対し、「公益」というのはなかなか訴訟に乗りづらいわけです。そのままでは少なくとも客観訴訟みたいな形になってしまいます。

そこで第二に、従来「公益」と呼ばれてきたもののなかから「共同利益」なるものを切り出して、たとえば国立の事件のように、切り出したその「共同利益」を私益の方に引っ張っていく、つまり、普通の訴訟に乗るようにするという方法は確かにある得る一つの方向だと思います。

しかし、そうなりますと、第三に別の問題が顕在化してまいります。つまり、「公益」のなかでも「共同利益」とは言えなもの、たとえばまさに伊東先生がおっしゃった「生態系の保護」みたいなものは、やはり「共同利益」とは言いにくく、「純粹な公益」と位置づけるのが素直なように感じます。言葉の問題だけであるなら、確かに個々人からは非常に遠いがやはりそれも「共同利益」である、人類共同の利益であると言つて言えなくはありませんが、しかし、国立の事件で現れたような形での「共同利益」とはやはり全く異なつていると語れるでしょう。

そこで、亘理先生にお伺いしたいのは、この二番目の類型、つまり、「純粹な公益」の保護をいかに図るべきかという問題です。山下先生が最後におっしゃったように、「それはもはや民主主義論やガバナンス論の領域の問題であるのか、あるいはそのような場合に客観訴訟みたいなものを認めたとしても、そのなかで果たしうる裁判所の役割や機能にはある一定の限定があつてしまふべきであるということになるのでしょうか。

たとえば亘理先生が挙げられた裁判例のなかで一番この問題に近いのは日光太郎杉訴訟だと思いますけれども、裁判所としては、何が正しいかというよりも、要するに「もうちょっとよく考えろ」という程度のことしか言えない、そのような考え方もありうると思うのですが、このような問題に対する、つまり、生態系みたいなものに対する亘理先生のお考えはどういうものなのかという点をお伺いしたいわけです。

この点とも関連いたしますが、伊東先生にも別の観点からお伺いしたいことがあります。

まず伊東先生のご報告を伺い、「ついに言つてしまつたな」と感じました。つまり、裸の王様に向かって「王様は裸だ」と言つてしまつたように感じたのです。確かに「将来世代の利益」なんてことを言つてしまつたら、まだしもナキウサギやらヒゲ

マの方がずっと実体があるわけです。なぜなら、それらは現にそこに存在しております。にもかかわらず、「将来世代の利益」とか何とかと言つて、とにかく人間に引きつけて理解しようといふのは結局は人間中心主義として、また「人間が中心になつてゐる、その意味で従前の法体系と整合的である」と思い込むための、つまり、自己欺瞞に陥るために用語ではないかと感じることさえござります。

ところで、伊東先生にお伺いしたいのは、実はこの問題ではなく、亘理先生のおっしゃる「共同利益」の方です。つまり、たとえば国立の事件で問題となつた景観とかいうものを刑法的に何か守つていくスキームがあるのでどうかというのが質問なのです。それはもちろん純粹な生態系ではない。むしろ人間同士がある種の協定を結び、そのなかでいわば人工的に作り上げてきたものだと思います。そういうものに対して刑法がどのようにスキーで迫つていくのか。それはたとえば協定みたいなものがある場合には、そこに何らかの「法益」が生まれるとでも考えるのか。その点をお伺いできればと存じます。よろしくお願ひいたします。

亘理 ご質問いただいた生態系保護の視点というのは、実は今日の私の報告からは完全に抜け落ちていたテーマであります。

抜け落ちていたのには理由がありまして、ある意味で行政法の限界なのかもしれません、あるいは私自身非常に現実主義者であるためなのかも知れませんが、少なくとも今の訴訟制度を前提に考える限りは何らかの形で最終的には一定の範囲の限定や個別性というものが要求されてくるというところで、今日は一応そのような前提条件が成り立つ問題を対象にして、お話をしましたわけです。

ただ、ひとつ申し上げなければならないのは、日光太郎杉事件などもそうですけれども、訴訟の場に入つてしまえば後は適法性の問題を議論するわけで、その適法性の問題に生態系が十分保護されるか否かという、それ自体は公益かもしれないけれども、それをカウントするということは十分可能ですし、必要なことだと思うのです。

他方、そういう訴訟による限定を離れて生態系保護というものの行政法でどうとらえるかというのは、山下先生がおっしゃる通り、確かに民主主義論や参加手続論等の方向になるのだろうと思つています。私はあまりよく調べていませんけれども、例えば環境刑法との関係や都市計画関係の刑法との関係で言うと、日本ではまだ制度化されていませんけれども、刑事罰の発動に向かつて、一定の資格などを持つた環境保護団体が法的な

役割を果たし得ないかというテーマは実際あるわけです。

私自身、フランスの環境保護団体制度などを見ていて、まさにそういう環境法規違反を犯したものに対して、警察や検察当局が権限発動を怠っている場合に、環境保護団体などがそれを促して刑事訴追を発動させる資格を持つているといったようなことが、今日では、法制化されているわけです。そのような方向で、行政法は考えていくことになるのではないかという気がしています。

伊東 景観保護ということには、刑法は使いにくいだろう、

というのが正直なところです。

一般的に申し上げれば、例えば、とんでもない妙な格好・色彩のビルが出来た為に周辺に住んでいる人たちが健康状態を害した、あるいは、メンタルにおかしくなってきた、そういうようなどころまで行けば、生態系を害されているといえるでしょう。あるいは、原野の真ん中に鉄塔が建つた為に、例えば、鳥が渡つて来なくなる、そういうことに基づいての生態系の破壊というのもあり得ると思います。実際に罰金を取り入れるかどうかは別として、理屈としては、そういう形でのプロパーな生態系の保護ということから刑法を使うことはできなくはないだろうと思います。

それから、今、亘理先生が言わされたことで思い出したのですが、罰金というのは、日本の場合はできないのですが、バーニングの手段として利用され得ます。罰金があつて、市民も提訴できる格好になっている場合、実際にアメリカの環境保護団体の弁護士達がよくやる手ですが、環境破壊者を告訴するのです。そして、相手を呼び付けて民事的な交渉を始め、そこでのバーゲニングの方法として、刑事告訴をドロップするというやり方です。そういうふうな形での使い方というのは、良いかどうかは別として、あるかなという気はします。

司会 どうもありがとうございました。それでは午前の部は

これで終わりにさせていただきます。午後の部は一時半からと
いうことですので、よろしくお願ひいたします。どうもお疲れさまでした（拍手）。